

特定健康診査・後期高齢者健診のお知らせ

福島県の一部の市町村では、東日本大震災により他地域に避難している国民健康保険及び後期高齢者医療制度にご加入の方は、避難先でも「特定健診」・「後期高齢者健診」を受けることができます。

1. 対象者

<特定健診・保健指導の対象者>

国民健康保険に加入されている40歳以上の方のうち、以下の市町村にお住まいだった方で、住民票を異動せずに他地域に避難されている方。

市町村名	檜葉町(移転中)	住民福祉課	0246-46-2551
	大熊町(移転中)	住民課	0242-26-3844
	南相馬市	健康づくり課	0244-23-3680

<後期高齢者健診の対象者>

後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、避難元の市町村から住民票を異動せずに他地域に避難されている方。

なお、市町村により受診できる場合とできない場合がございますので、事前に市町村後期高齢者医療担当窓口又は、福島県後期高齢者医療広域連合こちらへお問い合わせください。

福島県後期高齢者医療広域連合 給付係:024-528-9024

2. 受診期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日まで

3. 検査内容

特定健診の基本項目に沿った血圧測定、尿検査及び血液検査等

※詳細な健診項目(心電図、眼底検査、貧血検査)は医師が必要と認めた時に行います。

※市町村で独自に追加している項目やがん検診等は除かれます。

4. 受診の流れ

①避難元の市町村に「健診を受診したい」という連絡をしてください。(電話連絡可)

この際、受診できる健診実施機関を確認してください。

(福島県国民健康保険課ホームページにも掲載してあります)

②市町村より受診券が送付されます。

③受診したい健診実施機関に健診の予約を入れてください。

④予約当日、健診実施機関で健診を受診してください。(※受診券を忘れずに！)

⑤後日、健診実施機関から結果が送付されます。

5. 受診時に持っていくもの

①受診券 } 健診実施機関窓口に提示してください。

②保険証 } ※健診の自己負担額は、受診券に記載されている金額となります。

6. 受診上の注意

受診前日・当日の食事、服薬などについては、受診する健診実施機関にお問い合わせください。

お問い合わせとご相談は、避難元の市町村等へ
制度全般のお問い合わせはこちら